

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成30年12月14日（平成30年（行情）諮詢第609号）

答申日：令和2年4月21日（令和2年度（行情）答申第14号）

事件名：「平成26年度統合訓練総合成果報告書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合訓練総合成果報告書の最新版。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成26年度統合訓練総合成果報告書 平成27年5月19日 総合幕僚監部（統幕運3第44号（27.5.19）別冊）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月15日付け防官文第8153号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における國の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用して期限を延長し、まず、平成27年12月18日付け防官文第20098号により、開示請求に係る

相当の部分につき、開示決定処分を行った後、平成28年4月15日付け防官文第8153号により、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

- (1) 本件開示請求を受け、本件対象文書を保有している統合幕僚監部において、書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったところ、当該文書は紙媒体でのみ管理しており、電磁的記録は保有していなかった。
- (2) 本件審査請求を受け、確実を期すために再度同様の探索を行い、本件対象文書の電磁的記録を保有していないことを改めて確認した。

3 法5条の該当性について

原処分において不開示とした箇所及び不開示とした理由は、別表のとおりである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記3のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月14日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月22日 審議
- ④ 令和2年3月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成26年度統合訓練総合成果報告書 平成27年

5月19日 統合幕僚監部（統幕運3第44号（27.5.19）別冊）」である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
- ア 本件対象文書は、統合幕僚監部が保有している紙媒体の文書であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。
- イ 本件対象文書については、その原稿を統合幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成し、決裁を受けた後、紙媒体に印刷して保存したものである。
- ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点から、決裁の終了後、速やかに廃棄しているため、保有していない。
- (2) 濟問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の濟問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件対象文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 統合訓練の具体的な成果等に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、統合訓練における具体的な目標、計画及び内容の細部並びに当該訓練により得られた成果の詳細等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 個人に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分は、写真の一部であって特定個人の顔が判別可能な部分であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハ

に該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約2年8か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮詢庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	頁	不開示箇所	不開示とした理由
1	2 頁	1 全般の一部	統合訓練の具体的な目標又は成果に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		2 統合訓練の概要の一部	
	3 頁	3 成果等 (1) 統合演習 ア 自衛隊統合演習（指揮所演習）の一部	
	4 頁及び 5 頁	3 成果等 (1) 統合演習 イ 日米共同統合演習（実動演習）の一部	
	6 頁及び 7 頁	3 成果等 (1) 統合演習 ウ 自衛隊統合防災演習の一部	
	8 頁及び 9 頁	3 成果等 (1) 統合演習 エ 国際平和協力演習の一部	
	10 頁	3 成果等 (2) 作戦別統合訓練 ア 弾道ミサイル等対処訓練の一部	
	11 頁及び 12 頁	3 成果等 (2) 作戦別統合訓練 イ 在外法人等輸送訓練（国内）の一部	
	12 頁及び 13 頁	3 成果等 (2) 作戦別統合訓練 ウ 国内における統合訓練（実動訓練）の一部	
	15 頁	3 成果等 (2) 作戦別統合訓練 オの一部	

16頁な いし20 頁	3 成果等 (3) 機能別統合訓練 ア 統合通信訓練の一部	
21頁	3 成果等 (3) 機能別統合訓練 イ 統合情報訓練の一部	
21頁及 び22頁	3 成果等 (3) 機能別統合訓練 ウ 統合後方補給訓練の 一部	
23頁	3 成果等 (3) 機能別統合訓練 エ 統合国際人道業務訓 練の一部	
24頁及 び25頁	3 成果等 (4) その他統合運用上 必要とする訓練 ア 部外連絡協力業務訓 練の一部	
28頁	3 成果等 (4) その他統合運用上 必要とする訓練 エ 離島統合防災訓練 (実働) の一部	
29頁及 び30頁	3 成果等 (4) その他統合運用上 必要とする訓練 オ コブラ・ゴールド1 5の一部	
31頁	3 成果等 (4) その他統合運用上 必要とする訓練 カ P S I 訓練の一部	
32頁及 び33頁	3 成果等 (4) その他統合運用上 必要とする訓練 キ パシフィック・パー	

		トナーシップ2014の一部	
34頁	3 成果等 (4) その他統合運用上必要とする訓練 ク GPOI キャップス トーン演習の一部		
35頁	3 成果等 (4) その他統合運用上必要とする訓練 ケ ニューカレドニア駐留仏軍主催 HA / DR 多国間訓練（南十字星 14）の一部		
36頁及び37頁	4 所見の一部		
38頁	別紙第1 1 自衛隊統合演習（指揮所演習）の一部	統合訓練の具体的な計画及び内容に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
42頁	別紙第2 1 弾道ミサイル等対処訓練の一部		
43頁	別紙第2 3 国内における統合訓練（実動訓練）の一部		
45頁	別紙第2 5 の一部		
49頁	別紙第3 1 統合通信訓練 (6) サイバー攻撃対処訓練の一部 別紙第3 1 統合通信訓練 (8) 日米共同統合通信訓練の一部		
55頁ないし56	別紙第4 6 P S I 訓練の一部		

	頁		
2	6 頁	3 成果等 （1）統合演習 ウ 自衛隊統合防災演習の一部	個人に関する情報であり、法5条1号に該当するため不開示とした。
	8 頁	3 成果等 （1）統合演習 エ 国際平和協力演習の一部	
	25 頁	3 成果等 （4）その他統合運用上必要とする訓練 イ 広域医療搬送訓練の一部	
	32 頁	3 成果等 （4）その他統合運用上必要とする訓練 キ パシフィック・パートナーシップ2014の一部	
	35 頁	3 成果等 （4）その他統合運用上必要とする訓練 ケ ニューカレドニア駐留仏軍主催H A／D R多国間訓練（南十字星14）の一部	